

●要求水準書に関する質問書回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	4	第1	2	(2)			事業用地及び現地条件	本用地において計画地盤高：T P3.5mと有りますが別紙8の貴市にて撤去する盛土以外の部分については本工事で伐採及び不要土の外部搬出を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	第1	2	(1)	イ	(イ)	維持管理運営に関する業務	基準に満たない脱水汚泥の処分とありますが、基準とは何になるのでしょうか。	「基準」は、【要求水準書 2基本条件>(6)汚泥性状】に示す含水率[%]、強熱減量[%]をさします。
3	4	第1	2	(2)	ア		事業用地	提案書作成に使用したいので一般平面図及び事業用地のCADデータを頂けないでしょうか。また敷地境界を確認出来る資料及びCADデータを頂けないでしょうか。	CADデータは提供可能です。必要な場合、メールにて送付いたしますのでご連絡願います。その際メール件名は「【資料提供願】木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業(企業名)」と記載してください。
4	6	第1	2	(4)			本事業に係る既存設備の概要	ベルトプレス脱水機に、無機凝集剤を添加しているのとありますが、どのような凝集剤を添加しているのかご教示いただけますと幸いです。	無機凝集剤としてポリ硫酸第二鉄を使用しております。
5	7	第1	2	(5)			表5 脱水機運転条件	脱水機稼働日数について、365日/年、14時間/日稼働とのことですが、ベルトプレス脱水機、スクリーンプレス脱水機、各々の運転時間、運転開始時刻と停止時刻をご教示願います。また脱水機既設ホッパからの搬出頻度、1回当りの搬出量及び搬出時刻をご教示願います。	時期によって異なりますが、ベルトプレス及びスクリーンプレスは概ね6時から20時で約14時間稼働しています。ホッパからの搬出は1日2~3回程度であり、1回の搬出量は約9tです。搬出時間は5時と13時、3回の場合は追加で20時に搬出しています。
6	8	第1	2	(5)			表6 将来発生汚泥量の予測値	千葉県 汚水処理広域化・共同化計画(令和5年3月)では、貴市におかれまして新川園衛生処理場(し尿処理施設)を廃止し木更津下水処理場にてし尿受入が計画され、令和10年~16年頃の供用開始が見受けられます。 表6の将来発生汚泥量の予測は、上記のし尿受入による水処理・汚泥処理への変化も反映された予測ととらえてよろしいでしょうか。	し尿等の投入については、現在計画中であるため、将来発生汚泥量にはし尿等の投入は反映しておりません。
7	9	第1	2	(6)			汚泥性状	汚泥性状を満たさない汚泥の条件とし、異常流入で重金属が汚泥肥料中の重金属の許容値を逸脱する場合、木更津市様による処分の対象に加えていただけたら理解してもらいたいでしょうか。	協議によります。
8	9	第1	2	(7)			下水汚泥堆肥化物の条件	菌体りん酸肥料としての公定規格の他に製品の品質等について、含水率、C/N比等の性能保証事項について貴市が求める事項があればご教示ください。	要求水準以上の品質については事業者提案になります。
9	12	第1	3	(2)			電力	本施設内の電源については、本処理場とは別発電とすることですが、一つの需要場所で一引込が原則と考えますが、本事業においては別発電で東京電力等と協議済と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	13	第1	3	(6)			放流水	「放流水は主ポンプの年次点検時等に放流が停止する可能性がある・・・」とのことですが、概ねの停止期間をご教示願います。	自家用電気工作物の点検を年1回実施しており、8時から13時の間、水処理が停止いたします。
11	13 14	第1	3	(6)			放流水	プラント用水として放流水を使用するよう考えています。放流水の水質データをご教示頂けないでしょうか。	別添資料①をご確認ください。
12	13 14	第1	3	(6) (7)			放流水生活排水、プラント排水及び雨水排水	表8 放流水の供給条件について、給水量100m3/日以下とありますが、プラント用水として放流水を使用するよう考えています。給水量を増やして頂くことは可能でしょうか。また、給水量と同量の排水を処理場の指定地点へ排水することで宜しいでしょうか。	給水量は要求水準書のとおりとします。ただし、事業者負担による任意事業において、放流水を利用する場合はこの限りではありません。その際100m3/日を超えて放流水を使用し、同量を排水する場合、水処理施設及び管渠の許容量を検証する必要があることから、別途協議とします。
13	14	第1	3	(8)			燃料	車両の燃料として軽油を使用しますが、車両への直接投入のため貯蔵施設は不要となります。貯蔵施設等は設けない提案とさせて頂いて頂いて頂きたいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	16	第1	4	(2)	ウ		悪臭規制基準	表11に悪臭規制表がありますが、下水処理場から発生している悪臭物質について、過去、敷地境界で測定した数値および測定頻度について開示いただけませんでしょうか。	調査頻度は包括的民間委託の期間において1回実施しています。調査結果は別添資料②をご確認ください。
15	19	第2	1	(7)			土壌汚染対策法に係る対応について	「現在市では、土壌汚染状況調査を実施し土壌汚染対策法に係る区域の指定等の確認を進めているところである。区域の指定後の対応については、市との協議によって決定する。」とのことですが、区域の指定後の対応とは、どのような対応が想定されるのでしょうか、ご教示ください。	区域指定の状況によっては杭打ちの工法及び費用が増額になる可能性があるため、協議によって決定するものとなります。なお、費用の増額につきましては市で負担いたします。
16	19	第2	1	(7)			土壌汚染対策法に係る対応について	提案段階ではヒ素が混入していると有りますが、数量等未確定の為、工期も含めて別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	19	第2	1	(7)			土壌汚染対策法に係る対応について	上記、形質変更届に関しては工事着手前に届出が完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染調査の結果により当該用地が汚染区域に指定された場合、完了していない可能性があります。
18	20	第2	2	(2)			設計図書の提出	設計図書については、竣工・引き渡し後の提出でよろしいでしょうか。	設計図書は、建設開始前にご提出ください。【要求水準書 第2 3(2)建設の開始要件】をご参照ください。また、設計・建設契約書第13条の2第1項に基づく義務としても、設計のすべてが完了した段階で、設計成果物をご提出いただき、市の確認を得る必要があります。
19	20	第2	2	(1)	オ		<調査項目> 現位置試料を用いた砒素土壌溶出試験	調査項目に「現位置試料を用いた砒素土壌溶出試験」とありますが、試験結果により土壌汚染が溶出された場合の処理方法や工期見直しについてご教示ください。また、その対応に基づく費用については、別途精算を御願ひできますでしょうか。	試験結果により本事業に支障をきたす可能性が生じた場合、処理方法及び工期については協議を行います。費用の増額については市で負担いたします。
20	21	第2	3	(2)			建設の開始要件	盛土規制法に関して2025年5月までに規制区域の指定がなされる予定となっておりますが、該当区域に指定された場合、申請及び検査等が必要な場合があります。この場合、工期も含めて別途協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	25	第2	3	(18)			施工ヤード	施工ヤード及び現場事務所については、設計・建設期間において貴市より無償貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

22	25	第2	3	(18)			施工ヤード	別紙13の土砂仮置きヤードに関して、工事期間中の土砂仮置き以外の利用として工事関係者の通勤車両等の駐車スペースとしての利用は出来るものと理解してよろしいでしょうか。	工事関係者の通勤車両等の駐車スペースとしての利用については協議とします。
23	26	第2	3	(20)			埋蔵文化財その他の物件	事業用地においては埋蔵文化財には該当しないと思われませんが埋蔵文化財調査の対象外と考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財包蔵地に含まれていないことから調査は不要です。
24	26	第2	3	(20)			埋蔵文化財その他の物件	埋蔵文化財や貴市が把握していない埋設物(地中障害)が発見された場合、工期延長や費用に関しては協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	設計建設契約書第18条第1項第(4)号又は第(5)号に基づく工期延長や費用負担等の有無について協議可能です。
25	26	第2	3	(20)			埋設文化財その他の物件	建設に当り埋設文化財その他の物件が発見され、工事を停止せざるを得ない状況となった場合、工期の見直し及び工期延長に伴う費用について協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	No. 24の回答のとおりです。
26	26	第2	3	(20)			埋設文化財その他の物件	建設工事中にコンクリート殻等、当初想定していなかった廃棄物が確認された場合の処理方法や工期見直しについてご教示ください。またその際の処理費用は別途精算を御願ひできますでしょうか。	No. 24の回答のとおりです。
27	27		4	(1)	イ	(オ)	副資材の利用	「市の判断で副資材の利用を中止することができ、事業者は市の決定に従う事」とありますが、どのような基準で木更津市様は中止要請を出す事になるのか、ご教示いただけますと幸いです。また、実際に中止した事に伴い悪影響が出た場合については、協議の上、状況によっては木更津市様にもかかる費用の負担をして頂く点、ご了承頂けたらと思います。	現時点で想定される副資材が不明のため、基準等は設定できません。副資材の利用に係る責任と費用は全て事業者の負担になります。
28	27	第2	4	(1)	イ	(オ)	副資材の利用	「市は、市の判断で副資材の利用を中止することができ、事業者は市の決定に従うこと。」とありますが、利用を中止する理由としてどのような理由を想定されていますか。	現時点で想定される副資材が不明のため、基準等は設定できません。
29	27	第2	4	(1)	ウ		ストックヤード	「…ストックヤードの貯留量の内、1ヶ月分については市が利用する下水汚泥堆肥化物の分とし、…」につきまして、貴市利用予定量の根拠について確認させていただきませんか。あるいは、貴市の年間利用量が製造量1ヶ月分であることとらえてよろしいでしょうか。また貯留につきまして、貴市利用量の一時変動(繁忙期)等により、製造量1ヶ月分以上の利用量の用意が必要となる場合はございますでしょうか。	製品製造量の1か月分のストックヤード貯留量を確保してください。また、当該ストックヤードの利用は市の引取り分のみを想定しています。事業者で利用するストックヤードは必要分を別途確保してください。
30	27	第2	4	(1)	ウ		ストックヤード	ストックヤードの容量を計画するうえで、市が利用する堆肥量が必要となるが、具体的な計画を提示願いたい。具体的な計画が現時点でなければ、事業者決定後必要最低限のストックヤードの仕様を決めて双方合意を取ったうえでストックヤードを設置すると言う理解でよいでしょうか。	No. 29の回答のとおりです。
31	27	第2	4	(1)	ウ		ストックヤード	「…ストックヤードの貯留量の内、1ヶ月分については市が利用する下水汚泥堆肥化物の分とし、…」につきまして、事業者側の製品ヤードと同様で区分けすることでの対応は可能でしょうか。また、製品の性状は粉体でのストックとなりますか。	事業者と市の製品が混在しないように区分けできる場合は可能といたします。製品のストック形態は市と協議によって決定します。
32	29	第2	4	(2)	ウ		堆肥化設備(製品化)	製品についてはバラ製品、フレコンバック350kg袋詰め製品を用意するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
33	29	第2	4	(2)	エ		下水汚泥堆肥化物受渡施設	当該施設は、製造した下水汚泥堆肥化物のうち、事業者の引取り分を利用者に受渡する施設という認識でよろしいでしょうか。	市の引取り分を利用者に受渡する施設となります。
34	29	第2	4	(2)	ウ		堆肥化設備	「造粒設備については、製品製造量の半分以上を造粒可能な設備規模とすること」とありますが、貴市が製品製造量の半分以上を引き取るもの、という理解でよろしいでしょうか。	設備規模の設定となります。
35	29	第2	4	(2)	ウ		堆肥化設備	「造粒設備については、製品製造量の半分以上を造粒可能な設備規模とすること」とありますが、貴市の製品引取量が確定できていない場合は過剰な設備となり、建設費および維持管理費ともに貴市への負担が大きいのと考えられます。造粒施設についてはより貴市への負担が少なくなることを前提として、柔軟な事業者提案を認めていただけませんか。	農業従事者からのヒアリングにおいて、バレット化された肥料が粉末に比べ使いやすいのとの回答があり、本市としてもバレット化のニーズがあると考えていることから、要求水準書のとおり造粒設備を設置するものとします。
36	32	第2	4	(3)	カ		計装設備	燃料使用量について、車両の燃料として軽油を使用しますが、車両への直接投入となります。計装設備は設置せず購入量を維持管理・運営にて記録するものと考えてよろしいでしょうか。	燃料使用量が分かる措置を講じていれば、計装設備は必ずしも設置する必要はありません。
37	32	第2	4	(3)	キ		監視制御設備	監視制御設備で『機器の運転操作』を行えることと記載があるが、安全上の理由から離れた場所からの運転指令に意味をなさないものに関しては、現場盤のみの運転操作としてよいか。	監視制御設備からの機器の運転操作の対象設備は、事業者判断となります。
38	33	第2	4	(4)	イ	(イ)	場内整備	本施設の舗装構成について、既存場内道路の舗装構成と整合を図るために既存場内道路の舗装構成をご教示ください。	別添資料③をご確認ください。
39	33	第2	4	(4)	イ	(工)	場内整備	本処理場の出入口とは別に設ける本施設専用の出入口は、事業予定地北側の公道に直接出入り出来るものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	33	第2	4	(4)	イ	(ク)	地下埋設物	建設に当り地下埋設物が発見され、工事を停止せざるを得ない状況となった場合、工期の見直し及び工期延長に伴う費用について協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	No. 24の回答のとおりです。
41	34	第2	4	(5)	ウ		構造計画	要求水準書に記載の通り、建築構造に関しては、建築基準法、下水道施設の耐震対策指針と解説の他、木更津市HPに記載のある基準に準拠する必要がありますと理解して良いか。 木更津市 (HP) より、建築物には以下のことが要求されている。 ■積雪量30センチ、粗度区分3若しくは2、風速38メートル毎時、地震地域係数は1.0	ご理解のとおりです。 市HPに記載の基準等は、建築主事に確認の上で計画するものと想定願ひします。

42	35	第2	5	(3)	イ	総合試運転	「総合試運転は、3ヶ月以上とする。」とありますが、弊社の発酵システムでは発酵期間を約45日(1バッチ)としています。1バッチでの総合試運転期間として考えて宜しいでしょうか。	総合試運転は3ヶ月以上とします。
43	36	第2	5	(4)	ア	性能試験	脱水污泥の定格負荷とは、本事業にて民間事業者が提案する堆肥化施設の処理能力と認識して宜しいでしょうか。	要求水準に記載の日平均汚泥量23.7wet-t/日を定格負荷と認識してください。
44	38	第3	1	(2)	イ	常時の体制	「事業者は、みなし設置者として電気事業法に基づく電気主任技術者を選任し」と記載されておりますが、念の為の確認ですが、電気主任技術者は、常駐する必要はない、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	39	第3	1	(3)		許認可・届出の維持	肥料登録については、設計・建設工事完了後に製造された肥料を維持管理・運営にて分析、登録申請を行い、これを維持する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	39	第3	1	(3)		許認可・届出の維持	現時点において、市が申請又は届出を行い、維持する許認可及び届出について、ご教授ください。	現時点での想定はありません。
47	39	第3	1	(5)		必要な保険の付保	「必要な保険の付保」には、施設に係る火災保険は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	火災保険も含まれます。
48	41	第3	2	(3)	ク	太陽光発電設備の保守点検業務	太陽光発電設備の法定上の保守点検等の際に、主任技術者の選任が必要ですが、これは本施設の電気設備の保守にかかる主任技術者と兼務が可能でしょうか。	50kW以上の太陽光発電設備は自家発電用電気工作物に該当しますが、受変電設備、自家発電設備とあわせて、電気主任技術者による保安の確保が可能です。
49	41	第3	2	(3)	ク	太陽光発電設備の保守点検業務	文中記載の修繕費用について「技術基準に適合しないことが判明した際」の修繕費用としておりますが、この記載の技術基準とは何を指しておりますでしょうか。	技術基準に関しては、経済産業省が公表している「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈」を指しております。なお、省令について最新のものを参照ください。
50	41	第3	2	(5)		下水污泥堆肥化物の品質管理	通常、産業廃棄物として下水污泥を処理する場合、産業廃棄物処分契約書において原料の分析については排出事業者にて年1回実施することとなっておりますが、本事業においても、排出事業者である貴市において、年1回の原料分析(重金属試験)を実施していただけるという理解で宜しいでしょうか。	重金属試験は市が実施いたします。
51	41	第3	2	(5)		下水污泥堆肥化物の品質管理	「検査結果をホームページなどで公表」とありますが、事業者として独自にホームページを作成する必要があるのか、もしくは、木更津市様のホームページで公表して頂く形をとる事は可能なのでしょうか。	協議により決定します。 なお、市で公表することは可能です。
52	42	第3	2	(7)	ア	下水污泥堆肥化物の買取・流通・販売・利用に関する事	『下水污泥堆肥化物の所有権は、下水污泥堆肥化物をフレコンバック重量計において計量した時点で、市から事業者へ移転するものとする。』とありますが、計量は脱水污泥計量用のトラックスケールを流用して合理化し、フレコンバックによる計量は不要としてよろしいでしょうか。	計量器は設置してください。
53	42	第3	2	(7)	ア	下水污泥堆肥化物の買取・流通・販売・利用に関する事	堆肥化製品の買取量の算出については、製品重量での計量による記載されていますが、より合理的な算出方法がある場合は、事業者提案として認めていただくことは可能でしょうか。	可能です。
54	46	第4				事業者負担による任意事業	「事業者は、事業者提案により、・・・任意事業を事業用地内において行うことができる。」とありますが、事業開始の時期について、運営状況、肥料使用状況をみながら、維持管理・運営期間中において、市と協議の上、事業開始することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
55	46	第4				事業者負担による任意事業	事業者による任意事業の実施に伴い市が受け取る収益は、施設使用料のみであり、その他に支払う必要がある金銭は無いと考えてよろしいでしょうか。	任意事業の内容によります。
56	別紙3					脱水污泥量及び性状 実績値	図2 脱水污泥量(月間発生量)にて、令和4年度が未集計期間となっておりますが、未集計になっている理由をご教示いただけますでしょうか。当該年度は、脱水污泥量が他の年と比較して多いようなので、月次の変動がさらに大きい可能性について危惧しております。	測定不備があったためです。 なお、令和4年度の脱水污泥量の月次の変動は例年と同程度です。
57	別紙8					事業用地測量資料	事業者側撤去範囲に樹木の記載がありますが、撤去範囲の樹木については事業者側で伐採伐根し撤去、処分するものと考えてよろしいでしょうか。また、「事業用地測量資料」のCADデータを頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。 CADデータは提供可能です。 必要な場合、メールにて送付いたしますのでご連絡願います。その際メール件名は「【資料提供願】木更津市下水污泥堆肥化施設整備事業(企業名)」と記載してください。
58	別紙10					地下埋設物の状況	「電線配管が濡れるので入らないください」とありますが、現地視察をした際に、電線管路の埋設位置は道路下に無いことを確認しました。したがって、既存の道路は10tタンブ車の通行が可能で、電線配管を横断しないことを条件に事業用地に進入してもよい。という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。